

# 幹事報告

■9月のロータリーレートのお知らせ

1ドル=145円です。(参考 8月のロータリーレート 1ドル=154円)

## 例会変更のご案内

月日	曜	クラブ名	例会場	→	月日	曜	場所	時間
09/12	木	丸亀RC	丸亀プラザビル5F	→	09/12	木	肉の近どう	18:30
09/17	火	観音寺東RC	亀の井ホテル観音寺	→	09/18	水	護国神社境内	19:00
09/20	金	高松西RC	JRホテルクレメント高松	→	09/20	金	定款第7条により休会	
09/24	火	高松中央RC	高松国際ホテル	→	09/24	火	定款第7条により休会	

ニコニコBOX 創立第2653回例会 30件 計 55,000円 累計 496,000円

立野先生にお世話になりました。(国領君)

西村先生、ご高話ありがとうございました。(国領君)

西村先生、客話ありがとうございました。(浜君)

新潟で浜さんに浴びるほどお酒を頂きました。楽しかったです  
ありがとうございました。(坂井君)

新潟で良いことがありました。(浜君)

森さんにお世話になりました。(石橋君)

城東町の帰りに藤野さんにお世話になりました。(浜君)

尾崎さん写真ありがとうございました。(竹中君、高橋君、宮脇君)

先日ゴルフ同好会、最高のゴルフ日和でよかったです。皆さんはしゃいで最高!(野村君)

花見の写真ありがとうございました。(浜君)

尾崎さん写真ありがとうございました。(清水君、塚田君、野村君、友國君、坂井君)

西村さん客話ありがとうございました。(尾崎幸二君)

西村さん客話ありがとうございました。(山村君)

尾崎さん写真ありがとうございました。(蓮井君)

尾崎さん写真ありがとうございました。(石濱君、米田君、上池君、森君、東君、小山君)

国領先生にお世話になりました。(小山君)

初孫が今朝できました。(石濱君)

誕生祝い。(国領君)

早退お詫び。(尾崎勝君)

## 誕生祝い



## 客話「国税組織と税務調査の現状」

皆さん、初めまして。

令和3年7月から1年間、高松税務署長を歴任し、退職後、税理士登録して税理士になって2年目です。

本日は「国税組織と税務調査の現状」ということでお話ししたいと思います。

国税庁の下に、11の国税局と1事務所(沖縄国税事務所)があり、国税庁と併設して税務大学校と国税不服審判所があります。

その国税局の下には、全国で524の税務署(四国では26税務署)が設置されており、4つの部「総務部、課税、徴収部、調査察部」があります。

税務調査で一番力を持っているのが、よく知られている「調査査察部」です。

調査査察部は「調査課」と「査察部門」に分かれています。

「調査課」は上場企業、資本金が大きい等、国税局長が指定した企業を税務署管轄ではなく国税局管轄とし、「調査課」職員が確定申告者を審査し、数年に一度、国税局「調査課」職員が税務調査を行います。

調査課職員は32名います。数名、東京国税局等の大局職員が出向してきています。

税務職員でも動きが全く分からないのが「査察部門」いわゆる「マルサ」です。

「査察部門」には37名の職員がおり、税務調査で実績を上げた精鋭の職員を集めた集団です。

査察第一部門については、米倉涼子さんが主演したテレビドラマ「ナサケの女」をご存じでしょうか？

「脱税する奴は日本の道路を歩くな」というのが決めセリフでしたね。この部門は年間で、5～6件しか着手しません。

強制調査で、必ず刑事罰・告発に持ち込める事案しか扱いません。

この動きは税務署職員・署長でも全く分かりません。脱税している方は、この部門が一番怖いですね。

次に怖いのが、課税部の「資料調査第一課、第二課」です。資料の料、調査の調をとって、「りょうちょう」と呼ばれています。

査察部門の強制調査と違って任意調査ではありますが、ここも税務署から精鋭を集めた課になります。

第一課は個人調査と相続税調査を所掌、第二課は法人調査を所掌しています。両課とも課長含め11名が所属しています。

任意調査の限界すれすれで、マルサ事案にならないが申告漏れ額(脱税額)が多い、不正の大きい事案(調査対象者)を見つけて、税務署職員と一緒に税務調査を行います。年間で数十件、調査を行います。

特別国税調査官を配置していますし、個人課税部門、法人課税部門には「第5部門」があり、「特別調査担当」を配置しています。「とくちょう」部門と呼ばれています。第5部門の職員は国税局経験者や今後、国税局に配置するような職員を集めています。

税務調査の現状ですが、県庁所在地署以外の小さな税務署は、県庁所在地署の職員から応援を求め、税務調査を行っています。

県庁所在地署は職員数が多いので、そこに新規採用者を集め、3～4年税務調査の基本を教えて、中規模・小規模署に異動させ、今後の中心職員となるべく育てるという施策をとっています。

災害が発生した際、必ず「特需業種」ができます。令和4年頃までは建築関係の業種の税務調査が多かったのではないのでしょうか。

現金商売事案に税務調査に入る前(事前通知する前)には、必ずと言っていいほど職員が2人程度、お客になって飲食し、店内や店主・従業員の動き等を観察しています。「内偵」と呼んでいます。

税務調査に入る前には調査開始日前までに相当の時間的余裕をおいて、電話等により事前通知するとなっています。

事前通知することで税務調査を妨害する行為があるのではないかと想定された場合には、事前通知をしない場合もあるということです。これは税務署長の裁量です。「現金商売」は、「事前通知なし」という場合が多いですね。

時間の都合で、これで終わりにさせていただきます。 ありがとうございます。

元高松税務署長  
西村 正史 様

